

電波監視業務のご案内

2026

Kanto Bureau of Telecommunications
Kanto Bureau of Telecommunications



総務省 関東総合通信局 電波監理部

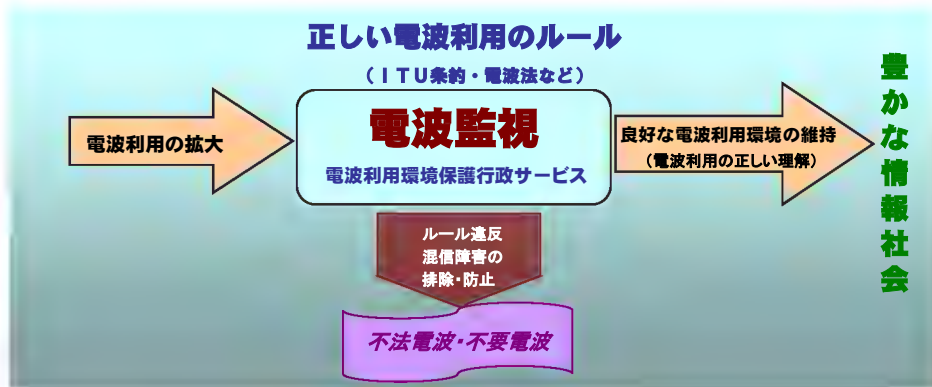
電波監視業務の概要

●電波監視の目的と意義

電波は、放送、携帯電話、移動体通信、ネットワーク機器や家電など、国民生活や社会経済活動に不可欠な情報通信基盤となっており、その重要性はますます増大しています。

一方で、不法無線局や電子機器から発射又は漏洩する電波による障害も増加しており、安全で安心な電波利用環境を維持・整備することが一層求められています。

電波は限られた国民共有の資源です。総務省では電波監視によって、ルールを守らない不法電波や混信を排除し、良好な電波利用環境の維持に努めています。



●電波監視業務の流れ



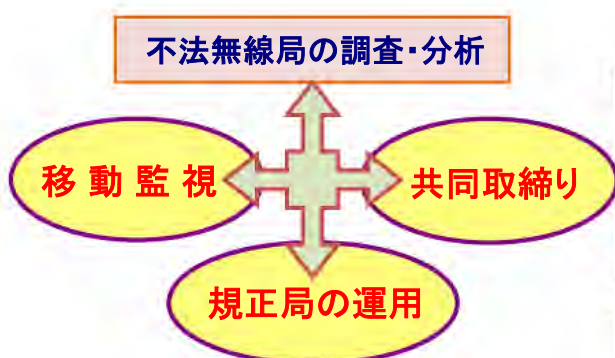
不法無線局対策

国民の安心安全を守る消防・救急無線、鉄道・航空無線等の「重要無線通信」に混信・妨害を与える不法無線局の存在が社会問題となっています。これら不法無線局の根絶と障害の排除を図ることを目的に、捜査機関等との共同取締り・移動監視・規正用無線局運用、無線機の販売店に対する指導・周知啓発等、様々な対策を講じています。

●共同取締り・移動監視等の実施

警察や海上保安庁等の捜査機関の協力を得て、路上での車両や繁華街の飲食店、港湾での船舶等の不法無線局への共同取締りを実施しています。

また、監視車両による移動監視の他、規正用無線局を活用した指導を行っています。



<不法無線局共同取締り>



●不法無線局の実態

不法無線局は、主に次の3つの形態に大別され、「不法3悪」と称されています。

他にも携帯電話の電波を中継する装置、FRS(Family Radio Service)・GMRS(General Mobile Radio Service)と呼ばれる無線機や安価な外国製無線機など海外規格の無線機等も国内で流通するなど新たな不法無線機の一つとされています。

| | | | |
|--------------|--|--|---|
| 不法 三 悪 | 不法市民ラジオ(CB(シチズンバンド)無線) <ul style="list-style-type: none">・主にトラック、ダンプ運転手間の連絡手段に使用・電力増幅器(リニアアンプ)を付加し、非常に強力な電波を発射 ラジオ・テレビに混信・妨害を与える！ |  |  |
| | 不法パーソナル無線 <ul style="list-style-type: none">・主にトラック、ダンプ運転手間の連絡手段、愉快犯的使用も多い 携帯電話・MCA(マルチチャネルアクセス)無線に混信・妨害を与える！ |  |  |
| | 不法アマチュア無線 <ul style="list-style-type: none">・主にトラック、ダンプ運転手間の連絡手段、愉快犯的使用も多い・免許を受けずに開設、指定された周波数以外の電波を発射 警察・消防・救急用無線に混信・妨害を与える！ |  |  |

その他の形態の不法無線局

不法携帯電話中継装置

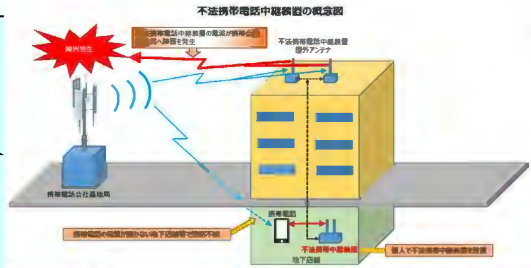
- ・店舗、会社等で中継装置を不法に設置しているケースが多発。
- ・近隣の携帯電話基地局への混信や他の無線局への影響が大きい。

携帯電話等に混信・妨害を与える！

海外規格の無線機

- ・海外では使用できるが日本国内では許可されていない外国製無線機器 (FRS・GMRS) や安価な外国製無線機がネット等で販売されたり、渡航者が国内に持ち込むケースがある。
- ・送信出力が過大のため長距離の送信が行われ、小型でも放送波等に大きな影響を与える。

放送波、警察・消防・救急用無線に混信・妨害を与える！

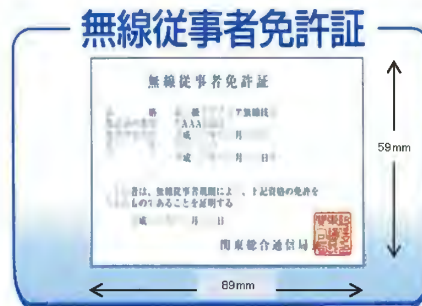
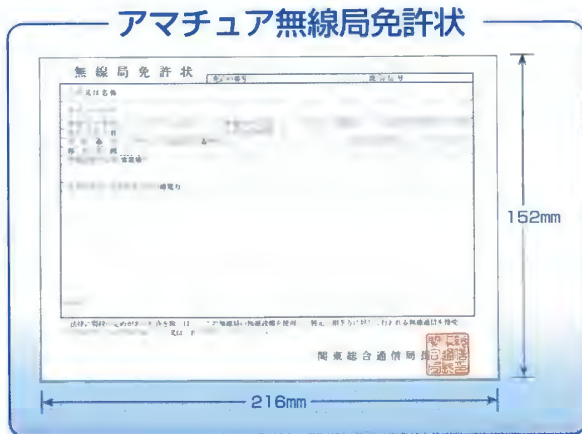


無線局の免許

無線局を運用するためには、原則として無線従事者の資格(免許)及び総務大臣の免許が必要です。

■アマチュア無線局

- 無線局免許状
- 無線従事者免許証



■市民ラジオ(CB無線)・特定小電力無線

技適マークは、電波法令で定めている技術基準に適合している無線機であることを証明するマークで、個々の無線機に貼付されています。(最近では、ディスプレイに表示させる方法によるものも認められています。)

合法の設備に貼付(印刷・表示)されている技術基準適合証明マーク
通称:技適マーク



電波監視システムの概要

電波監視システム(デューラスシステム(DEURAS)は、DEtect UNlicensed RAdio Stationsの略)は、関東管内にセンサ局を設置し、各センサ局で測定した電波の到来方向等のデータを総合通信局のセンタ局へ集約し、センサ局ごとの方位線の交差位置で発射源を推定することにより、不法無線局の特定や混信源の排除等における迅速な対応を可能とするシステムです。

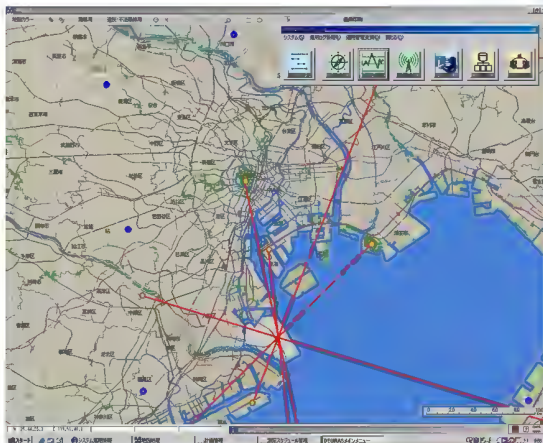
なお、平成22年10月1日からは当局のセンター局から全国の地方総合通信局のセンサ局を遠隔制御する機能が加わり、夜間や休日における重要無線通信妨害対策の更なる迅速化を図っています。

■デューラスイメージ図



■センタ局の画面表示

(電波の到来方向が地図上に表示されます。)



■センサ局

(ビルの屋上や鉄塔に設置されている方位測定用アンテナ)



周知・啓発活動

●電波利用ルール等の周知・啓発

不法無線局や電波障害の未然防止を図るため、「電波利用環境保護周知啓発強化期間(6月1日～10日)」を中心に、年間を通して電波利用に関する周知・啓発を行っています。

また、電波適正利用推進員が関東総合通信局長から委嘱を受けて、電波利用ルール等に関するリテラシー向上活動を地域において行っています。

| 活動 | 実施内容 |
|------------------|--|
| 放送による広告 | ラジオスポットCMの放送 |
| インターネットによる広告 | インターネットのポータルサイトへの掲載 |
| 交通広告 | 駅のデジタルサイネージ掲出及びSAのテーブルステッカー |
| 自治体広報誌による広告 | 自治体広報誌への掲載 |
| ポスター、リーフレットによる広告 | 自治体、関係団体、道の駅、高速道路SA等におけるPRポスターの掲示及びリーフレットの配布 |
| 販売店調査 | 不法無線機器の販売及び告知義務履行状況等の把握及び指導 |
| 法令周知会の開催 | 不法無線局が認められた事務所及び関係団体等に対する法令周知 |

■電波適正利用推進員による周知啓発活動



■販売店調査



●電波の安全性に関する説明会の開催

電波を安全に安心して利用していただくための説明会を地域の住民等に対して毎年開催しています。

■電波の安全性に関する説明会



●令和8年度 周知啓発ポスター



電波監理部の組織

●組織  (管轄区域:茨城県・栃木県・群馬県・埼玉県・千葉県・東京都・神奈川県・山梨県)※三浦電波監視センターは全国を管轄



●各課の業務内容

●電波利用環境課

電波利用環境保護に関する周知・啓発、電波適正利用推進員制度の運用、混信申告等の受付、電波による電子機器や人体への影響に関する相談業務、無線設備試買テストの測定結果に基づく製造業者等への要請の他、登録検査等事業者の登録・高周波利用設備の許認可に関する業務を行っています。

●監視第一課

26. 1MHzを超える周波数の電波の監視及び不法無線局対策を行っています。
電波監視等の結果、ルールを守らない無線局を認めるときは、違反者に文書又は電波(規正用無線局)によって注意を促し悪質なものについては告発を行うなど、電波利用の秩序維持を図っています。
また、幅広く不法違反無線局を排除、是正するため、不法違反無線局が多数出入りする工事現場等への指導、建築資材等の業界団体への周知啓発、不法無線局排除のための指導や周知啓発及び年間を通して捜査機関との不法無線局共同取締りにも取り組んでいます。

●監視第二課

26. 1MHzを超える周波数の電波に関し、24時間体制による重要無線通信妨害の対応(夜間、休日における全国の申告受付も実施)及び不法無線局対策を行っています。また、FRS・GMRSなどの外国製無線機器や不法携帯電話中継装置対策と共に、これら基準不適合設備の販売店に対する調査や指導なども行っています。

●調査課

電波監視システム(DEURAS)をはじめとした電波監視施設、監視用機器、各種関連設備等の整備・維持管理を行っています。また、電波利用・発射状況調査などの技術調査も行っており、得られたデータは電波監視部門や無線局等の許認可部門に地域ごとのデータとして活用されています。

●電波障害分析課

近年、本来電波を利用する設備ではない家電製品等からの電波の不要輻射が大きな社会問題となってきたことから、難易度の高い混信妨害の発生メカニズムを調査・分析しています。また、全国の総合通信局の監視部門に分析結果等の情報提供や新たな監視手法等を提案し、混信・妨害の迅速な排除を支援しています。

●宇宙国際監視課

短波帯周波数及び宇宙監視を行っている我が国唯一の電波監視部門です。国際電気通信連合(ITU)に登録された国際監視局として国内外から発射される26.1MHz以下の周波数の電波を監視しており、短波帯電波監視システム(DEURAS-H)等により混信電波の発射源等を探査し、国内外における混信源の排除や外国主管庁あての通告等を本省を通じて行っています。

●宇宙国際調査課

人工衛星から発射される放送や通信等の電波を監視する我が国唯一の電波監視部門です。近年、静止・周回衛星の数は著しく増加しており、混信等の発生が懸念されています。これら衛星間における電波干渉の排除及び衛星通信に利用される周波数や静止軌道位置の割り当て等に資するデータ取得を行っています。



総務省

関東総合通信局 電波監理部

〒102-8795 千代田区九段南1-2-1
九段第3合同庁舎 23階

電話:03-6238-1803(代表)

令和8年4月版

編集/電波利用環境課
